

## プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発

## 項目 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討

## これまでの検討

1. 2017年7月20日に公表した企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準(案)」(以下「会計基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第61号「収益認識に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)(以下合わせて「本公開草案」という。)に対するコメントは2017年10月20日に締め切り、公開草案に寄せられたコメントを分析し対応案の検討を行ってきた。その結果、現状の文案においては、本公開草案の提案から変更が行われた箇所がある。
2. 本資料は、デュー・プロセスの観点から、公開草案を再度公表する必要性の有無について検討することを目的としている。

## 公開草案の提案から変更を行った主な項目

3. 本公開草案の公表以後、専門委員会及び企業会計基準委員会における審議によって、本公開草案の提案から主に以下の点について変更を行っている。

項目	公開草案での提案	頂いたコメントへの対応	再公開草案の必要性
(1)変動対価の見積りに関する可能性の閾値 (会計基準案第54項等)	見積られた変動対価の額については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない <u>可能性が非常に高い部分</u> に限り、取引価格に含めることとしていた。	見積られた変動対価の額については、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない <u>可能性が高い部分</u> に限り、取引価格に含めることとした。	IFRS第15号の英文本文の和訳を、我が国のこれまでの取扱いを踏まえて修正したものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(2)毎月の計量により確認し	なし。	審議事項(4)-7参照。	仮に代替的な取扱いを設けた場合でも、公開

項目	公開草案での提案	頂いたコメントへの対応	再公開草案の必要性
た使用量に基づく収益認識に関する代替的な取扱い (適用指針案第104項及び第105項(案1)、あるいは第191項(案2))			草案へのコメントで寄せられた限定的領域の実務上の課題に対応するものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。
(3)有償支給取引に関する代替的な取扱い (適用指針案第106項)	我が国に特有な取引等についての設例として、一定の前提条件を満たす有償支給取引について、企業が買戻契約に該当すると判断する場合の会計処理を示していた(適用指針案[設例32])。	適用指針案[設例32]を削除し、一般的に有償支給取引と呼ばれている取引について、買戻義務の有無に従った原則的な会計処理を示したうえで、企業が買戻義務を負う場合でも、個別財務諸表においては、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識することができるとする代替的な取扱いを定めることとした。	公開草案へのコメントで寄せられた限定的領域の実務上の課題に対応して代替的な取扱いを定めたものであり、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

4. 上記の検討の結果、公開草案を再度公表する必要はないと考えられる。

#### ディスカッション・ポイント

上記の対応についてご意見をお伺いしたい。

以上